

【生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充】

令和4年度第二次補正予算案 28億円
労働特会(労災) 28億円

労働基準局
労働条件政策課
(内線5524)

施策名：働き方改革推進支援助成金の拡充（「賃上げ加算」の増額）

施策の目的

賃金の引上げに向けた企業の取組を促すため、賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

対策の柱との関係

1	2	3	4

施策の概要

労働時間の削減に取り組む中小企業・小規模事業者に対して生産性向上に向けた設備投資などの取組費用の一部を助成し、さらに賃上げを行った場合に助成上限額を加算する「賃上げ加算」を増額する。

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	令和4年度		令和4年度補正予算	
コース	成果目標	助成上限額	賃上げ加算	
労働時間短縮・ 年休促進支援 コース	以下のいずれかの取組を1つ以上実施 月60時間超の36協定の見直し 年休の計画的付与制度の導入 時間単位の年休の整備 特別休暇の整備	成果目標の達成状況に応じて ：150万円 ：50万円 ：25万円 ：25万円	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 拡充 賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算（5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算） </div>	赤字が変更箇所 賃金3%以上の引き上げについては助成金の上限額を更に 30万円～最大300万円 （5%以上の場合は、 48万円～最大480万円加算 ）とする。
勤務間インター バル導入コース	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	インターバル時間に応じ ・9～11時間：80万円 ・11時間以上：100万円		企業規模30名以下の事業主を対象。その他については従前のとおり。
労働時間適正管 理推進コース	以下 から の全ての取組を実施 勤怠・賃金計算等をリンクさせた時間管理システムを採用 労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定 労働時間適正把握に係る研修	100万円		

【賃上げ加算】赤字が変更箇所

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%引上げ	15万円 30万円	30万円 60万円	50万円 100万円	1人あたり5万円(上限150万円) 1人あたり 10万円 (上限 300万円)
5%引上げ	24万円 48万円	48万円 96万円	80万円 160万円	1人あたり8万円(上限240万円) 1人あたり 16万円 (上限 480万円)

実施主体：都道府県労働局 補助率3/4

成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、賃金を引き上げた事業主に対する「賃上げ加算」を増額することで、成長と分配の経済の好循環の実現を図る。